

仕 様 書

寝具設備等の賃貸借(ベッドメーカーキング含む)、診察衣等の賃貸借及びリネン類の洗濯請負

- A. 寝具設備・当直用寝具設備・床ずれ予防マットレスの賃貸借(ベッドメーカーキング含む)及び洗濯請負
- B. 診察衣等の賃貸借及び洗濯請負
- C. リネン類の洗濯請負(タオル類・手術下着の賃貸借含む)

**A 寝具設備・当直用寝具設備・床ずれ予防マットレスの賃貸借(ベッドメーカー含む)
及び洗濯請負<賃貸借品の規格は別紙「寝具設備等仕様明細」のとおり>**

I. 寝具設備の賃貸借(ベッドメーカー含む)及び洗濯請負

乙は、物品が患者の疾病を回復させる最も大きな原動力である休息と睡眠に及ぼす影響の極めて大なることを認識し、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い特に衛生に留意し、清潔かつ完全な物品を、厚生労働省告示及びその関連する通達を遵守し、下記の要領により賃貸借及び洗濯を実施するものとする。

1. 寝具設備の賃貸借及び洗濯要領

- 1) 乙は、患者の療養環境設備の一環であることを認識のうえ、本仕様書に基づき物品を甲に貸与させるものとする。
- 2) 乙は、入院患者リストにより物品を納入するものとする。又、緊急時予備として各病棟リネン室に常時10組用意しておくものとする。
- 3) 乙は、物品を甲の指示する場所まで運搬する。
- 4) 乙は、別紙1の「寝具類定期交換日程表」により、寝具交換指示書に基づき定期的に物品を交換するものとする。寝具交換指示書が随時に出た場合においても、その都度物品を交換するものとする。
- 5) 甲は、物品を退院患者リストに基づき返納するものとし、乙は返納通知を受けたときは、速やかに当該物品を引き取る。
- 6) 甲は、乙の責に帰すべき事由により、前項の引き取りが遅延した期間にかかる当該物品の賃貸借料は支払わないものとする。
- 7) 検収は、賃貸借完了通知書により行うものとする。
- 8) 乙は、交換及び返納により引き取った定期交換寝具品目は、洗濯補修を行うものとする。洗濯の方法は、石鹼洗浄煮沸(80℃以上)、糊付アイロン仕上げとする。
- 9) 乙は、交換及び返納により引き取った物品を必要に応じ日光消毒、煮沸消毒、薬物消毒、蒸気消毒のいずれかの方法により消毒を行うものとする。特に病毒感染の危険のある寝具類は、病毒感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に入れた状態で交換を行うものとする。病毒感染の危険のある寝具類は、EOG滅菌機等を用い適正な処理を行うこと。また、肌掛布団・毛布・羽毛タッチ掛布団・掛布団・枕については、1年に1回、次の基準に基づいて衛生的かつ清潔なものに取替えるものとする。薬品(抗がん剤など)に汚染した寝具類は、「抗がん薬汚染物」と明記してビニール袋に保管する。洗濯時は汚染物を分けて2度洗い(1回目は汚染物のみを分けて予洗い、2回目に通常の洗浄)を行う。

品 名	内 容	方 法
肌掛布団、毛布及び枕	洗 濯 消 毒	丸洗い 蒸気消毒
羽毛タッチ掛布団・掛布団	洗 濯 (補修) 消 毒	打直し、再生 蒸気消毒

- 1 0) 床ずれ予防マットレス及びマットレスカバーについては、診療行為に伴い生じた破損・劣化等が生じた場合は、その都度補修すること。床ずれ予防マットレス及びマットレスカバーが補修不可能な場合は、交換すること。また、滋賀医科大学医学部附属病院褥瘡対策委員会の決定に従い、交換に応じること。
- 1 1) 乙は、寝具の洗濯、補修及び消毒等の設備及び方法については、甲及び関係官庁の指導を受け、またはその検査に応じるものとする。
- 1 2) 乙は、寝具の洗濯・補修・運搬等に従事する従業員の健康管理には、特に注意し、労働安全衛生法に基づく健康診断を年1回行うとともに、洗濯物の適性処理を行うため教育指導を行うものとする。
- 1 3) 乙は、寝具類の洗濯・補修・運搬に従事する従業員に、下記の事項を厳守して業務を遂行させること。
 - ・言動、動作等に注意し、他の者に不快の念を与えないこと。
 - ・患者並びにその家族について知り得たことを他に洩らさないこと。
 - ・常に清潔を維持するように心掛けること。
 - ・静粛な作業を行うこと。
 - ・業務の遂行のために使用する用具類は、常に整理整頓すること。
 - ・常に患者を優先し、診療看護業務の妨げにならないようにすること。

2. ベッドメイキング業務要領

1) 一般的事項

- ①寝具類交換は別紙1の「寝具類定期交換日程表」に基づき実施するものとする。
- ②業務実施日が祝日等の休日と重なった場合は、甲と協議のうえ他の曜日に実施するものとする。
- ③定期交換は、賃貸借物品の敷布・毛布包布・掛布団包布・枕カバーを交換するものとする。
- ④診療行為に伴い汚損等の生じた寝具類についても、随時病棟の指示により速やかに交換すること。
- ⑤寝具類交換は、診療等に支障のないように細心の注意を払い、ベッド上の埃・皮膚の落屑が床や室内に落下浮遊しないように努め、安全・迅速に行うこと。
- ⑥作業は、予め実施する病棟の看護師長等から別紙2「ベッドメイキング指示書」（血液浄化部のみ使用）による指示を受け、行うものとする。
- ⑦患者のプライバシーには特に配慮すること。
- ⑧作業員は言語・動作に注意し、他の者に不快の念を与えないこと。
また、患者並びにその家族について知り得たことを他に洩らさないこと。
- ⑨実施にあたっては、予め敷布等をベッド1組分として組み合わせをし、準備しておくこと。
- ⑩重症患者を除く臥床患者の交換は、看護師立ち合いの上実施すること。
- ⑪作業実施前には、ベッドの周辺を整理整頓し、必要がある時はベッドの清掃を実施すること。
- ⑫マットレスについては、ベッドメイキングの際に乙所有の除菌シートを用いて適宜清拭すること。

- ⑬床頭台・椅子・ベッド柵等を移動した場合は作業終了後に必ず所定の場所に戻し、遺漏のないように注意すること。
- ⑭作業完了後は、別紙2「ベッドメーカー報告書」（血液浄化部のみ使用）により報告し、当該病棟看護師長等の確認を受けるものとする。

2) 作業内容

下記の作業は、2人1組で行うこと。

①全体的作業

- ア. 枕カバー・包布の取外しは、埃がたたないように静かに行う。
- イ. 枕カバーをはずす。
- ウ. 掛布団の包布をはずす。
- エ. 毛布の包布をはずす。
- オ. 敷布は、ベッド上で埃や落屑を包み込むように静かに巻き込む。
- カ. 横シート、防水シートを使用している場合は、横シートは敷布と同様にし、防水シートはベッドのそばに置いておく。
- キ. 使用済のイ・ウ・エ・オ・カの枕カバー・包布及び敷布・横シートは、血液、便、尿等で汚染されたものとその他のものとは分別し、汚染されたものはビニール袋、その他のものはランドリーバックへ速やかに入れ、甲が指定する場所へ搬出すること。（注）室内でたたんだり、埃を払ったりしないこと。

②敷布の交換作業

- ア. 予め敷布・毛布包布・掛布団包布・枕カバーを1組として、各ベッド上へ配布する。
- イ. 敷布を敷布団中央に置き、両側に向かい合わせに立ち母指を下にして持ち、充分にしわのないようにする。
- ウ. 枕元の方は少な目にし、足元は多い目にする。
- エ. ベッドの中心線と敷布の中心線を正しく合わせる。
- オ. 枕元より先にマットレスを抱き込むように入れ、同様に足元の敷布もしっかりと押し入れる。
- カ. マットレスから垂れている敷布の横の部分を三角に作り、マットレスの下に全部入れる。
- キ. 横シート・防水シートを使用している場合は、ベッドの中央に防水シートを置く。
- ク. 防水シートの上に横シートを置き、両端をマットレスの下へ入れ、敷布・横シートの中心線にそろえる。

③毛布包布交換作業

- ア. 毛布の端と包布の端をしっかりつかみ、隙間のないように両端を引っ張り包布の中に毛布を納める。

④掛布団包布交換作業

- ア. 毛布包布交換作業に準じる。
- イ. 毛布と掛布団をきちんと重ね、ベッドの足元に扇子折りにしておく。
- ウ. ベッドの中央と包布の中央線が一致していること。

⑤枕カバー交換作業

- ア. 枕の角とカバーの角を合わせる。
- イ. 枕をカバーの内に入れ、余ったカバーの部分は内側に折り込む。
- ウ. 枕を平らにし、ベッドの枕元にカバーの口が病室の入口と反対側になるように置く。

⑥その他の事項

- ア. 甲は、寝具類の保管場所等この業務を履行するために必要な施設を乙に無償で貸与するものとする。但し、施設の使用については、常に善良なる管理者の注意義務を怠ってはならない。
- イ. 乙は、作業員の規律等一切の責任を負うものとし、甲が適当でないと認めたものは業務に従事させないものとする。
- ウ. 本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

II. 当直用寝具の賃貸借(ベッドメーカー業務含む)及び洗濯請負

乙は、賃貸借物品（以下「寝具」という。）が医師等当直者の安眠に及ぼす影響の極めて大きいことを認識し、特に留意し、清潔かつ完全な物品を下記の要領により提供するものとする。

1. 当直用寝具の賃貸借及び洗濯要領

- 1) 乙は、寝具を甲の指定する各診療科等の当直室に納入するものとする。
- 2) 乙は、寝具を納入したときはその都度甲の確認を受けるものとする。
甲は、不合格品があった場合は、速やかに乙に通知するものとする。
- 3) 乙は、不合格品があった場合は、速やかに当該不合格品を交換し、改めて確認を受けるものとする。
- 4) 寝具は、次の基準に基づいて衛生的かつ清潔なものに取り替えるものとする。

区分	品名	内容	方法	回数
A	マットレスパッド、 肌掛布団、枕	洗濯 消毒	丸洗い 蒸気消毒	1年に1回 必要の都度
	敷布団、和式掛布団	洗濯 (補修) 消毒	打直し、再生 蒸気消毒	1年に1回 必要の都度
B	敷布、包布、枕カバー	洗濯 消毒	水による予洗の後洗剤洗 い、ローラー仕上 ソーダによる漂白消毒	毎日 "

- 5) 寝具を取替える場合の受渡しは、次の方法による。

①第4項区分Aの受渡し日は、甲乙協議の上、区分Bについては毎日{但し、土曜日、日曜日、休日及び年末年始(12/31~1/3)は除く。}各当直室において行い、予め各当直室のベッド1組として組合せ準備をしておき、納品すること。

- ②乙は、受け取った寝具と同数、同種類を引き渡し{但し、第4項区分Bの場合翌日が土曜日、日曜日、休日及び年末年始(12/31～1/3)にあたるときは、その日数倍。}、その都度、甲の確認を受けるものとする。
- ③前号の確認は、賃貸借完了通知及び洗濯済納品書により行うものとし、これを賃貸借及び洗濯完了通知書に添付するものとする。
- 6) 乙は、交換及び返納により引き取った物品を必要に応じ日光消毒、煮沸消毒、薬物消毒、蒸気消毒のいずれかの方法により消毒を行うものとする。特に病毒感染の危険のある寝具類は、病毒感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に入れた状態で交換を行うものとする。病毒感染の危険のある寝具類は、E O G滅菌機等を用い適正な処理を行うこと。
- 7) 乙は、寝具類の洗濯、補修及び消毒等の設備及び方法については、甲及び関係官庁の指導を受け、またはその検査に応じるものとする。

2. 当直室ベッドメイキング業務要領

1) 一般的事項

乙は、毎日作業(10:00～17:00)完了後に賃貸借完了済通知及び洗濯済納品書をもって、ベッドメイキングの報告書とし、完了確認者に報告すること。

2) 全体的作業

- ア. 当該業務を実施するにあたっては、埃が立たないように静かに実施すること。
- イ. 枕カバーを外すこと。
- ウ. 掛布団の包布を外すこと。
- エ. 敷布はベッドの上で埃や落屑を包み込むように静かに巻き込むこと。
- オ. 使用済の枕カバー、包布及び敷布を甲が指示する場所へ搬出すること。

3) 敷布の交換作業

- ア. 予め枕カバー、掛布団包布及び敷布を1組として、各保管場所から各ベッド上に配布すること。
- イ. 敷布を敷布団中央に置き、両側に向かい合せに立ち母指を下にして持ち、十分にしわのないようにすること。
- ウ. 枕元の方は少な目にし、足元は多い目にする。
- エ. ベッドの中心線と敷布の中心線を正しく合わせる。
- オ. 枕元より先にマットレスを包み込むように入れ、同様に足元の敷布もしっかりと押し入れる。
- カ. マットレスから垂れている敷布の横の部分を三角に作り、マットレスの下に全部入れる。

4) 掛布団包布の交換作業

- ア. 掛布団の端と包布の端をしっかりとつかみ、隙間のないように両端を引っ張り包布の中に毛布を納める。
- イ. 掛布団をきちんと重ね、ベッドの足元に扇子折りにしておく。

5) 枕カバーの交換作業

- ア. 枕の角とカバーの角を合わせる。
- イ. 枕をカバーに入れ、余ったカバーの部分は内側に折り込む。
- ウ. 枕を平らにし、ベッドの頭元に置く。

寝具類定期交換日程表

病棟名	業務実施日（定期交換日）	交換作業
6 A病棟	月曜日	9：00～11：30
2 D病棟		9：00～11：30
2 C病棟		午後
3 C病棟	火曜日	9：00～11：30
4 D病棟		9：00～11：30
血液浄化部		午後
5 D病棟	水曜日	9：00～11：30
5 C病棟		9：00～11：30
3 D病棟	木曜日	9：00～11：30
5 A病棟		9：00～11：30
1 C病棟		午後
4 C病棟	金曜日	9：00～11：30
6 C病棟		9：00～11：30

※ 医師当直室については10：00～17：00の間に行うこと。

定期交換寝具品目 敷布、包布（羽毛タッチ掛布団用、掛布団用、肌掛布団用、毛布用）、枕カバー、横シート（随時）

- ※ 定期交換分と随時交換分の物品納品場所は甲の指示に従うこと。
- ※ 定期交換分の回収は各病棟での交換作業の前後に速やかに回収作業を行うこと。
- ※ 各病棟（血液浄化部を除く）の随時交換分（各病棟の不潔品回収カート）は、毎日午前2回（又は1回）、午後2回の計4回（又は3回）回収作業を行うこと。
- ※ 尿、便、血液、薬品汚染等の寝具類は、病毒感染のおそれのある寝具類と同様に、その旨を表示し、密閉した容器に入れた状態で交換すること。
- ※ ICU、NICU、GCU、MFICU、SCUの交換は随時指示書に基づき行うこととする。

寝具設備等仕様明細

1. 寝具設備 1組当たり

区分	品名	材質	寸法 (m/m)	数量	備考
大人用	羽毛タッチ掛布団	側地：練り込み抗菌布団 生地 ポリエステル 80% 綿 20% ダブル加工 中綿：中空ポリエステル繊維 シヨン 加工	1950×1400	1	夏期は除く。
	肌掛布団	側地：ポリエステル 65% 綿 35% 中綿：ポリエステル 100% らくだ色	1900×1400	1	夏期以外の期間は2枚とすることができる。
	枕	メッシュストロー 側生地 ナイロン 80% ポリエステル 20%	450×350	1	ストロー1.0 kg
	敷布	綿 100%	2810×1830	1	
	横シーツ (ドローシーツ)	綿 100%	2000×1820	1	臨時
	包布	テロン/綿 30/70 四隅手穴付き 開口部力布付き(青ステッチ) リバーシブル(二本糸縫製)	2150×1550 開口部 1050 手穴 150	2	羽毛タッチ掛布団用 1枚 (夏期は除く) 肌掛布団用 1枚
	枕カバー	綿 100%	680×420	1	
小児用	掛布団	ふとん袋—木綿 綿—テロン綿 1.5Kg	1600×1200	1	夏期は除く。
	毛布	カネロン 100% らくだ色	1600×1200	1	夏期以外の期間は2枚とすることができる。
	枕	メッシュストロー 側生地 ナイロン 80% ポリエステル 20%	330×450	1	ストロー0.9 kg
	敷布	綿 100%	2810×1830	1	
	横シーツ (ドローシーツ)	綿 100%	2000×1820	1	臨時
	包布	綿 100% 横あき 3本ひも	1700×1300	2	掛布団用 1枚(夏期は除く) 毛布用 1枚
	枕カバー	綿 100%	670×400	1	
乳児・未熟児用	ベビー敷布団 (小)	綿 100%	730×420	1	
	毛布	カネロン 100% ピンク色	1000×800 又は550×500	1	夏期以外の期間は2枚とすることができる。
	敷布	綿 100%	1600× 900	1	
	包布	綿 100% 横あき 2本ひも	1200×850 又は650×520	1	

2. 床ずれ予防マットレス 1 枚当たり

区分	品名	材質	寸法(m/m)	数量	備考
	床ずれ予防 マットレスC <ミルフィー>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1層目：高弾性ウレタンフォーム (特殊プロファイル加工) ・ 2層目：ソフトタッチウレタンフォーム ・ 3層目：高弾性ウレタンフォーム ・ 3層目サイド：高硬度ウレタンフォーム ・ 4層目：高硬度ウレタンフォーム 	830×1910 厚み 100 重量 6.2 kg	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ カバー制菌・防水加工 ・ 清拭可能
	床ずれ予防マ ットレスD <エプソラット>	【中身】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリエステル繊維 ・ 低硬度、高反発、高硬度ウレタン ・ 高反発、中硬度ウレタン 【カバー】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリエステル繊維 ・ ポリウレタンフィルム 	830×1910 厚み 130 重量 10.5kg	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ リバーシブル仕様 ・ 清拭消毒可能 ・ カバー防水・抗菌(MRSA)・難燃・耐薬品機能 ・ マットレス長手方向端部に高硬度ウレタンを配置によりズレを防止。 ・ 体圧分散性 ・ 膝部のスリット加工により屈曲性を向上。
	床ずれ予防マ ットレスE <ベティック>	【中身】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 反発ウレタンフォーム ・ 弾性ウレタンフォーム 【カバー】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリウレタンフィルム 	830×1800 厚み 70	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ リバーシブル仕様 ・ 清拭可能 ・ カバー抗菌・防水・撥水加工
	床ずれ予防マ ットレスF <小児用 B78>	【中身】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウレタンフォーム ・ 高反発ウレタンフォーム 	780×1660 厚み 80	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ リバーシブル仕様 ・ 清拭可能 ・ カバー耐薬品性・防水

3. 当直用寝具1組当たり

区分	品名	材質	寸法 (m/m)	数量	備考
当直用	マットレスパッド 又は敷布団	綿 100%	2150×1000	1	
		ふとん袋—木綿 綿—テトロン綿 6Kg	2150×1000		
	羽毛タッチ掛布団	側地：練り込み抗菌布団 生地 ポリエステル 80% 綿 20% ダウン プーフ 加工 中綿：中空ポリエステル繊維 シロン 加工	1950×1400	1	夏期は除く。
	肌掛布団	ポリエステル 100% ダウン プーフ加工	1900×1400	1	
	枕	メッシュストロー	450×350	1	ストロー1.0 kg
	敷布	綿 100%	1830×2810	1	
	包布	テロン／綿 30／70 四隅手穴付き 開口部力布付き(青ステッチ) リバーシブル(二本糸縫製)	2150×1550 開口部 1050 手穴 150	2	夏期は1枚とする。
	枕カバー	綿 100%	680×420	1	

注) 夏期は6、7、8、9月の期間である。但し、要望のある場合はその都度応じること。

B 診察衣等の賃貸借及び洗濯請負

1. 診察衣等の賃貸借及び洗濯要領

本件が病院の診療業務に必要な欠くことのできない物品であり、又使用上からも常に清潔なものでなければならない等を十分に認識して下記の要領により賃貸借及び洗濯を実施するものとする。

- 1) 乙は、毎月初めに甲からの賃貸借物品使用内訳書（数量、規格）により物品を使用させるものとする。
- 2) 賃貸借物品の規格は、別紙「診察衣等仕様明細」によるものとする。
- 3) 乙は、物品を納入する場合は、その都度、甲の確認を受けるものとする。
- 4) 上記物品のうち不良品があった場合は速やかに交換するものとする。
- 5) 月の途中で物品の数量に異動があった場合は、甲の指示により物品を納入又は回収するものとする。
- 6) 物品の受け渡し場所は本学医学部附属病院寝具部とし、その方法は次のとおりとする。
 - ①物品の洗濯は、本学の発行する洗濯券による。
 - ②乙は、その洗濯券に押印し物品の預り券として申込者に返却する。
 - ③洗濯済物品は、預り券と引換えに申込者に引き渡すものとする。
- 7) 洗濯の仕様
 - ①診察衣シングル長袖、横掛スモック半袖（人体プレス仕上げ）

水による予洗いの後、洗剤洗いをする。なお、黄ばみ等については洗濯工程中にソーダにて漂白すること。十分にすすぎを行った後、脱水する。人体プレス仕上げは入念に行うものとする。洗濯完了後、検品を行うものとする。
 - ②診察衣ズボン（プレス仕上げ）

水による予洗いの後、洗剤洗いをする。なお、黄ばみ等については洗濯工程中にソーダにて漂白すること。十分にすすぎを行った後、必要に応じて糊付けをし、脱水をする。プレス仕上げは入念に行うものとする。洗濯完了後、検品を行うものとする。
- 8) 乙は、交換及び返納により引き取った物品を必要に応じ日光消毒、煮沸消毒、薬物消毒、蒸気消毒のいずれかの方法により消毒を行うものとする。特に病毒感染の危険のある診察衣等は、病毒感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に入れた状態で交換を行うものとする。病毒感染の危険のある診察衣等は、E O G滅菌機等を用い適正な処理を行うこと。薬品（抗がん剤など）に汚染した診察衣等は、「抗がん薬汚染物」と明記してビニール袋に保管する。洗濯時は汚染物を分けて2度洗い（1回目は汚染物のみを分けて予洗い、2回目に通常の洗浄）を行う。
- 9) 乙は、診察衣等の洗濯、補修及び消毒等の設備及び方法については、甲及び関係官庁の指導を受け、またはその検査に応じるものとする。
- 10) その他、洗濯の工程上当然必要なことは誠意をもって行うものとする。
- 11) 検品の際、ボタンが落ちたり補修を必要とする場合は、これを補修し完全なものとする。
- 12) 診察衣等は、受取日より起算して1週間以内に洗濯を完了し引き渡すものとする。

別紙

診察衣等仕様明細

1. 診察衣シングル長袖

サイズ	型 式	材 質	色
男性用 S M L LL BL	ナガイ NKO101 又は同等品	ポリエステル 80% 綿 20%	ホワイト
女性用① S M L LL	ナガイ NKO151 又は同等品	ポリエステル 80% 綿 20%	ホワイト
女性用② S M L LL	ナガイ KEX5130 又は同等品	ポリエステル 85% 綿 15%	サックス
女性用③ S M L LL 3L	カゼン 261-92 又は同等品	ポリエステル 85% 綿 15%	ミント グリーン

2. 診察衣横掛スモック半袖

サイズ	型 式	材 質	色
男性用 S M L LL BL BM	ナガイ NKO301 又は同等品	ポリエステル 65% 綿 35%	ホワイト
女性用① S M L LL	ナガイ EP170 又は同等品	ポリエステル 65% 綿 35%	ホワイト
女性用② S M L LL	ナガイ FT4402 又は同等品	ポリエステル 100%	ホワイト

3. 診察衣ズボン

サイズ	型 式	材 質	色
男性用 S～6 L	モンブラン NKO401 又は同等品	ポリエステル 65% 綿 35%	ホワイト
女性用① S～6 L	モンブラン 7-653 又は同等品	ポリエステル 65% 綿 35%	ホワイト
女性用② S M L LL EL	ナガイ FT4403 又は同等品	ポリエステル 100%	ホワイト

C リネン類の洗濯請負(タオル類・手術下着の賃貸借含む)

本件が病院の診療業務並びに看護業務に必要な欠くことのできない物品であり、又使用上からも常に清潔なものでなければならない等を十分に認識して下記の仕様により請負を実施するものとする。また、本件が患者の疾病を回復させる最も大きな原動力である休憩と睡眠に及ぼす影響の極めて大なることを認識し、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い特に衛生に留意し、厚生労働省告示及びその関連する通達を遵守し、清潔かつ完全な物品を下記の要領により賃貸借及び洗濯を実施するものとする。

1. タオル類・手術下着の賃貸借

- 1) 乙は、上記の物品が甲の診療業務並びに看護業務に支障をきたすことがないように物品を使用させるものとする。
- 2) 賃貸借物品の規格・運用必要数等は、別紙「タオル類・手術下着仕様明細」によるものとする。
- 3) 乙は、物品を納入する場合は、その都度、甲の係員の確認を受けるものとする。
- 4) 上記物品のうち不良品があった場合は速やかに交換するものとする。
- 5) 定期的に運用物品数を調査し、適正な物品補充をおこなうものとする。

2. リネン類の洗濯請負

乙は、本請負が病院という清潔環境に影響を与えることを十分に認識し、下記の仕様により入念確実に行うものとする。

- 1) 洗濯物の受け渡しは次の要領により行うものとする。ただし、下記の受渡し場所・日時は各部署の指定によるものとする。また、甲の都合により追加・変更することがある。
 - ①各病棟、手術部、集中治療部
洗濯物の受け渡しは、毎日(ただし日曜日、休日及び年始(1月1日から3日まで)は除く。尚、3日以上続く連休等については、別途業務実施日を協議の上決定する。)各病棟、手術部、集中治療部において行うものとする。
 - ②外来、検査部、放射線部、材料部、血液浄化部、リハビリテーション部、救急部、栄養治療部、光学医療診療部、腫瘍センター、RI、MR等
洗濯物の受渡しは毎日(ただし日曜日、休日及び年始(1月1日から3日まで)は除く。)外来、検査部、放射線部、材料部、血液浄化部、リハビリテーション部、救急部、栄養治療部、光学医療診療部、腫瘍センターにおいて行うものとする。
 - ③その他の部署
洗濯物の受渡しは毎日(ただし日曜日、休日及び年始(1月1日から3日まで)は除く。)行うものとする。
- 2) 乙は、前項の受渡し場所において洗濯物を受け取ったときは「リネン類の洗濯受渡し確認書」(以下「確認書」という。)を同時に受け取りその数を確認するものとする。
- 3) 洗濯の仕様
洗濯は本学が提供する洗濯室又は乙の工場において次の要領により行うものとする。
 - ①水による予洗の後、洗剤洗いをする。尚、黄ばみ等については、洗濯工程中ソーダにて漂白すること。また、感染症等のため殺菌指定をしたものについては、高熱殺菌した後、洗濯を行うこと。

- ②十分にすすぎを行った後、脱水し乾燥するものとする。尚、プレスの仕上げは、脱水乾燥後、乙の工場で行うものとする。
- ③病衣についての洗濯の方法は、石鹼洗浄煮沸（80℃以上）、糊付アイロン仕上げとする。
- ④その他、洗濯の工程上、当然必要なことは誠意をもって行うものとする。
- 4) 乙は、交換及び返納により引き取った物品を必要に応じ日光消毒、煮沸消毒、薬物消毒、蒸気消毒のいずれかの方法により消毒を行うものとする。特に病毒感染の危険のあるリネン類は、病毒感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に入れた状態で交換を行うものとする。病毒感染の危険のあるリネン類は、EOG滅菌機等を用い適正な処理を行うこと。薬品（抗がん剤など）に汚染したリネン類は、「抗がん薬汚染物」と明記してビニール袋に保管する。洗濯時は汚染物を分けて2度洗い（1回目は汚染物のみを分けて予洗い、2回目に通常の洗浄）を行う。
- 5) 乙は、リネン類の洗濯、補修及び消毒等の設備及び方法については、甲及び関係官庁の指導を受け、またはその検査に応じるものとする。
- 6) 乙は、洗濯・補修・運搬等に従事する従業員の健康管理には常に注意し、労働安全衛生法に基づく健康診断を行うとともに、洗濯物の適正処理を行うため教育指導を行うものとする。
- 7) 洗濯は、乙が甲より洗濯物を受け取った日より起算して2日以内（ただし、その日が日曜日、休日及び年始（1月1日から3日まで）の場合は、その翌日とする。）に実施し、甲に引き渡すものとする。
- 8) 洗濯済の物品を引き渡したときは、前記の確認書に甲の確認印を受けるものとする。
- 9) 乙は、確認書を毎月の洗濯済通知書に添付するものとし、検収は確認書及び洗濯済通知書により行うものとする。
- 10) 本仕様書に記載されていない事項及び洗濯実施に際し、疑義を生じたときは、その都度甲の指示に従うものとする。

別紙

タオル類・手術下着仕様明細

1. タオル類

品名	寸法 (c m)	材質	色	1日あたり 必要予定数	運用必要数
バスタオル	(60~65) × (115~137)	綿 100% 600 匁	黄色	10 枚	30 枚
フェイスタオル (上用)	34 × (83~86)	綿 100% 200 匁	白	200 枚	800 枚
フェイスタオル (上用)	34 × (83~86)	綿 100% 200 匁	黄色	10 枚	30 枚

2. 手術下着

品名	サイズ	型式	材質	色	1日あたり 必要予定数	運用必要数
上衣	S、M、L、LL、 BL	カクレベン RT-5062 又は同等品	ポリエステル 100%	ロイヤルブルー	310 枚	810 枚
				ピーコックグリーン	15 枚	30 枚
				ミストグリーン	35 枚	90 枚
				ネイビー	25 枚	60 枚
				パーカーンティ	25 枚	60 枚
ズボン	S、M、L、LL、 BL	カクレベン RT-5033 又は同等品	ポリエステル 100%	ロイヤルブルー	290 枚	795 枚
				チャコール	70 枚	180 枚

A、B、C共通要領

- 1) その他本要領に明示されていない事項であっても、実施上当該必要なことは誠実にこれを実施するものとする。
- 2) 乙は、業務を実施する従事者の教育指導に万全を記し、勤務態度、服装（名札の着用等）、風紀及び衛生等について十分管理するものとする。
- 3) 乙は、業務実施中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 4) 乙の故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合は、乙はその賠償責任を負うものとする。
- 5) 業務実施上疑義が生じた場合は、その都度甲と協議し、その指示に従うものとする。
- 6) 乙は、作業前に残留物の有無を確認し、発見した際は直ちに甲へ引き継ぐものとする。